

海外研究機関からの意見概要

2014 年 4 月 1 日に理化学研究所が公表した「研究不正再発防止について」に関して、複数の海外研究機関に意見を照会した結果、以下のような意見があった。

◎ 研究不正や過失の防止に係る規程や運用の改善について

- ・ 研究不正防止に対する取組や対応をすることが研究機関の責任。研究機関は研究者が研究不正に関与しないことを保証はできない。
- ・ 研究所職員に対する不正行為および過失の予防に向けた教育の実施は有効。
- ・ 研究不正の防止に向けたガイドラインを策定することは有効。
- ・ 研究組織単位毎の研究倫理に関する教育を実施し、研究倫理上の違反が生じないように研究組織単位ごとに確認を徹底する体制は有効。
- ・ 研究不正の再発防止のための取組が正しい研究成果発表を制限することにならない様に留意すべき。
- ・ 理事長直轄のオンブズマン制度を導入する事も検討すべき。
- ・ 研究不正の疑義が生じた際に、確実に通報させる仕組みを構築すべき。
- ・ 実験データや実験ノートの管理に関しては、研究室ごとに最適な方法が異なることから、慎重に考えるべき。研究所内で議論することも必要。

◎ 若手研究者が最大限に能力を発揮できる体制の整備について

- ・ 若手研究者に対する入所時の研修を行うことは重要。
- ・ 若手研究者の育成に有効なメンター制度の全所的な拡充および分野横断的な指導を可能とする複数のメンター設置（ダブルメンター）など、メンター制度の強化することも有効。
- ・ 若い研究者の創造性を奨励し、若手研究者がリスクをとって挑む可能性を広げることが重要であり、創造性を抑制することのないように留意すべき。

◎ 研究成果発表時の承認手続きの明確化とガイドラインの策定、運用について

- ・ 論文の著者になるにあたっては、責任、所有権等を明確にすることが必要。
- ・ 研究不正の疑いが生じた場合に、確実に報告される仕組の整備が必要。

◎ 複数の研究者、研究グループ等にまたがる研究成果の責任体制の明確化について

- ・ 悪意のある不正ではなく、未熟ゆえの不正を防ぐためにも著者の責任を明確化することが重要。
- ・ 研究不正が起きた場合の、研究者個人、所属長、研究機関の責任を明確化することが必要。

◎ 報道発表における適切な広報体制の構築について

- ・ 国際的な関心度が高い研究成果に関しては、公表前にピアレビューとは別途に、内部での確認も要検討。
- ・ 研究機関からは、統一して発言することが重要。

○意見を求めた海外研究機関

- ・ 米国国立衛生研究所 (NIH)
- ・ 米国ミシガン大学
- ・ 米国ブルックヘブン国立研究所 (BNL)
- ・ ドイツマックスプランク協会および研究所
- ・ 英国科学技術施設協議会 (STFC)
- ・ 国際ヒューマンフロンティアサイエンスプログラム推進機構 (HFSP)
- ・ シンガポール南洋理工大学 (NTU)